

**重要な EU 原則****- 憲法草案の規定 -**

原則	内容	条項 11 月段階 (6 月段階)
権限付与の原則	EU の権限の限度を規律する。	1 部 9 条 1
補完性の原則	EU は、その排他的権限に属さない領域において、意図された行動の目的が加盟国により十分達成できない場合においてのみ行動する。	1 部 9 条 3
比例性の原則	EU 行動の内容および形態は、この憲法目的の達成に必要な範囲を超えない。	1 部 9 条 3 (1 部 9 条 4)
EU 法の優位	憲法および EU が採択した法律は、加盟国法に優位する。	1 部 5a 条 (1 部 10 条 1)
法人格	EU は法人格をもつ。	1 部 6 条
忠実協力原則	EU と加盟国は相互を尊重し、相互に支援する。	1 部 5 条 1 (1 部 5 条 2)
柔軟性条項	EU の行動が必要になった時であって、憲法が必要な権限を EU に付与していない場合は、理事会は欧州委員会の提案に基づき、欧州議会の同意を得た後に全会一致で行動する。	1 部 17 条
民主的平等	すべての市民が EU 諸機関から平等の注目を受ける。	1 部 44 条
代表民主主義	全市民は欧州議会において直接的に代表される。加盟国はその元首または首相により代表され、自らもその国民に対して民主主義的説明責任を負う。決定は可能な限り公開で、かつ市民に可能な限り近づけて行われる。	1 部 45 条
参加民主主義	EU は市民および代表団体に意見を表明する機会を与える。EU は市民社会との間で開かれ、透明でまた定期的な対話を維持する。市民発議の可能性。	1 部 46 条
議事の透明性	法案の審議および採択にあたり、理事会は公開で開かれる。	1 部 49 条